

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月

私は、平成2年5月に転職のため勤務先を退職したが、転職の間の日数も少ないので、国民年金への切替手続は行わず、そのままにしておこうと思っていたところ、区役所の方と思われる人が来て、加入をしなければならないとの説明があった。国民年金加入手続及び保険料の納付は妻が夫婦二人分を一緒に行ったと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無いほか、申立期間以外の厚生年金保険被保険者から国民年金被保険者への切替手続も適切に行っており、かつ、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人の申立期間の切替手続及び保険料納付を行ったとする妻は、当初は申立期間に係る手続は行わないでおこうと思っていたが、後に申立人の切替手続及び自身の種別変更手続を行い、保険料の納付を行っていたとしているところ、オンライン記録によると、妻に関しては平成3年1月ごろ、さかのぼって2年5月の第3号被保険者からの種別変更、及び同年6月の第3号被保険者への種別変更の処理が行われていることから、申立期間である同年5月を第1号被保険者とする処理が行われたのも同じ時期と推認できるとともに、妻のこの期間の保険料は納付されていることが確認できるなど、証言内容とも符合している。

さらに、妻の上記種別変更は、申立人の被保険者資格等を確認した上で行われたものであると考えられること、及び婚姻後の他の国民年金加入期間の保険料納付状況は夫婦間で一致していることから、妻が自身の種別変更手続に併せて、申立人に係る切替手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までのうちの11か月及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月から38年3月までのうちの11か月
② 昭和63年1月から同年3月まで
③ 平成8年4月から同年7月まで

申立期間①の国民年金保険料は夫がA区役所に行って納付し、申立期間②及び③の国民年金保険料は私が納付書で納付したと思う。申立期間③については、お正月の売上げから1年分の夫婦二人分の保険料をB区役所で1月4日又は5日に納付した時に「たくさん持ってきたね。もらえるかももらえないのか分からないのに。」と言われたことを覚えている。自営業であったため将来のことを考え、国民年金に加入し、保険料を納付してきたという安心感で一杯だったので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金の保険料納付開始当初の昭和36年4月から申立期間①の直前まで未納は無く、以後についても20年以上にわたり未納は無いことが確認できることから、夫が前後の保険料を納付しながら、11か月と短期間である申立期間①のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は申立期間①前後を通して転居もしておらず、事業も順調で経済状況に特に変化は無かったとしており、同期間の保険料を納付できなかった事情も見当たらない。

さらに、申立人は夫が申立期間①の保険料を区役所で納付していたとしているところ、これは当時のC市の収納方法と一致する。

加えて、申立期間②について、C市の国民年金被保険者名簿によると、既に納付済みであった申立期間②の前年度である昭和62年1月から同年3月までの期間の保険料が、平成元年2月27日に再度納付されたため、翌28日に申立人に対し、この保険料を未納であった昭和62年11月及び同年12月への充当並びに差額分の還付の処理を行う旨の連絡を行ったことが確認できる。この連絡により申立人は申立期間②が未納であったことを認識していたと考えられ、申立期間直後の昭和63年度の保険料を過年度納付していることを考え合わせると、申立人が申立期間②についても過年度納付を行ったとしても不自然ではない。

一方、申立期間③について、申立人は保険料を1年分まとめて1月4日又は5日に納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間③直前の平成8年1月から同年3月までの保険料については10年2月に過年度納付されており、直後の8年8月から9年3月までの保険料については10年9月から11年4月にかけて、ほぼ1か月分ずつ順次過年度納付されていることから申立人の主張とは相違する上、これら過年度納付された時期はいずれも時効間際であることから、申立期間③については時効により納付できなかったことが推認される。

また、上記のとおり、申立期間③の前後の保険料が過年度納付された時期になると、年金記録管理業務の事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているところ、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までのうちの11か月及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年7月までの期間及び同年11月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年7月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで

私は、国民年金に加入してから未納とすることなく国民年金保険料を納付してきた。ところが、社会保険事務所（当時）から未納期間があると知らされ、国民年金手帳を確認したところ、未納とされていた期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間は手帳に挟んであった領収証書により納付済みに訂正され、厚生年金保険と重複して納付した期間の保険料は返してもらった。申立期間①はA市B区役所の支所で、申立期間②はC市D区役所でいずれも3、4か月から6か月分をまとめて印紙により納付した記憶がある。申立期間の納付記録が記載されていた国民年金手帳を紛失してしまい、納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間はすべて納付済みとされているほか、複数年にわたり国民年金保険料を前納していることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①の保険料はA市B区役所の支所で印紙により納付したとしているところ、公簿によると、申立人は、申立期間①当時、同区に居住していることとされており、同市では、昭和45年3月まで、区役所窓口において印紙検認方式による保険料納付が行われていたとしていることから、申立人の主張する納付方法と一致する。

さらに、申立人が所持する領収証書を見ると、申立期間①直前の昭和41年

度第4期の保険料が昭和42年6月5日に過年度納付されていることが確認でき、この時点において、申立人は、20歳到達時の37年*月から42年3月までの国民年金加入期間(この期間において厚生年金保険被保険者期間が3期間あることが判明し、これら期間は国民年金保険料が納付済みとされていたことから、平成15年8月19日に記録追加され、同年9月3日に還付処理されている。)すべて納付済みとされ、当時、申立人は、未納期間が生じないように保険料の納付に努めていたことがうかがわれる。このため、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が、昭和41年度第4期の保険料を昭和42年6月5日に納付しているにもかかわらず、申立期間①の保険料を未納としたとは考え難い。

加えて、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録においても昭和42年1月から同年3月までの期間(昭和41年度第4期)が未納とされていたが、前述のとおり、申立人が所持する領収証書により、平成21年3月10日に当該期間の記録訂正が行われている。このことから、申立期間①当時、社会保険事務所及びA市B区における申立人の納付記録は必ずしも適切に管理されていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立期間②についてはE市の申立人の被保険者名簿を見ると、検認記録欄の昭和43年度の10月及び3月の欄に「納」のゴム印が押されていることが確認できることから、当該2か月を含む申立期間②の保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間②のうち、昭和43年10月は、厚生年金保険被保険者期間とされていることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年7月までの期間及び同年11月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年3月まで

婚姻(昭和51年*月)した時、義姉から私の国民年金手帳を受け取った。申立期間当時、母親が病気がちだったので、家族の国民年金保険料の管理は義姉が行い、私の国民年金加入手続及び保険料納付も義姉が行ってくれていたということだった。一緒に保険料を納付していた義姉には未納が無いにもかかわらず、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、15か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする義姉の納付記録を見ると、昭和41年6月から60歳到達前の平成16年*月までの国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において保険料の未納は無い上、昭和47年10月から61年3月まで任意加入しているほか、複数年にわたって前納するなど、義姉の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月28日にA町で払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられる。この払出日を基準にすると、申立期間のうち、48年1月から同年9月までは、時効により保険料を納付することはできないが、同年10月から49年3月までは過年度納付が可能であった。申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、過年度納付となる昭和49年度の保険料が51年9月に納付されている上、義姉は納付書が送付されてくれば、

未納期間が生じないよう必ず納付していたとしており、前述のとおり、申立人の加入手続を行い、保険料の納付意識の高かった義姉が、申立期間のうち、過年度納付が可能であった48年10月から49年3月までの保険料も納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

私は、20歳になった昭和47年*月ごろ、亡くなった母親がA市B区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金手帳もその時に受け取った覚えがある。その手帳は現在も持っている。加入後の国民年金保険料は婚姻(51年*月)までは母親が自身の分と一緒に納付してくれていた。母親がいつ、どこで、どのように、いくら納付していたのか分からないが、一緒に納付していた母親は未納とされていないのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の加入手続及び申立期間を含む婚姻(昭和51年*月)までの国民年金保険料を納付したとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の36年4月から60歳到達の前月の54年*月までの国民年金加入期間において未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得日の状況から、昭和51年2月ごろに行われたものとみられ、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、47年5月から48年12月までは、時効により納付することはできないものの、49年1月から50年3月までは過年度納付が可能であった。このため、前述のとおり、申立人の加入手続を行い、納付意識の高かった母親が、申立期間のうち、過年度納付が可能な49年1月から50年3月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和57年4月から59年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続及び保険料納付は、母親が行っていた。当時、私たち夫婦はA市で両親と同居しており、収入もあった。申立期間①が未納、申立期間②が申請免除とされているが、同市で免除申請した覚えは無く、申立期間の保険料は、母親が両親の分と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、申立期間①については、3か月と短期間であり、かつ、申立期間①前後の期間は納付済みとされている。

また、申立人夫婦の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行っていたとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度発足時の昭和36年4月から厚生年金保険の資格取得日（平成元年2月13日）の前月の同年1月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされている上、母親が自身の分と一緒に納付していたとする父親も母親と同様に、昭和36年4月から平成元年1月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人及びその母親の国民年金被保険者台帳を見ると、いずれも昭和55年度の備考欄に「納付書発送」のゴム印が押されており、母親については、申立期間①の昭和56年1月から同年3月までの分が過年度納付されてい

ることが確認できる。このため、前述のとおり、納付意識の高かった母親が申立人の当該期間の保険料も一緒に過年度納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立期間②の保険料は口座引落で保険料を納付していたことを覚えているが、その預金通帳は無く、引き落とされた時期及び金額は不明であるとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立期間②については、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金検認報告書共に申請免除と記載されていることから、これら記録に齟齬^{そご}は無く、申立期間②が申請免除期間であることについて不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間②については、妻、申立人の保険料を納付したとする母親及び父親共に、申請免除とされている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から54年3月まで
婚姻（昭和49年*月）後、A市に転入と同時に国民年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料は、妻が自身の分と一緒に納付していた。妻は納付書が送付されてきたものについてはすべて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料に未納は無い。

また、婚姻後、申立人の保険料を納付していたとする妻の納付記録を見ると、昭和46年*月（20歳到達時）からの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、妻は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月にA市において払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続において資格取得日をさかのぼって同市に住所を定めた日である49年10月25日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年10月から52年3月までの保険料は時効により納付することはできないものの、同年4月から54年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。このことから、前述のとおり、納付意識の高かった妻が過年度納付可能な当該期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、平成15年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月、同年8月及び同年10月から16年5月までの期間は20万円、同年6月から同年8月までの期間は22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月25日は3,000円、同年12月25日は1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年10月1日に訂正し、申立期間⑥の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑥の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年3月から同年8月まで
② 平成15年10月から16年8月まで
③ 平成15年7月25日
④ 平成15年12月25日
⑤ 平成16年7月23日
⑥ 平成16年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額より低額となっているので、適正な標準報酬月額に訂正して

ほしい。また、賞与についても記録が一切無いので訂正してほしい。さらに、平成16年9月末日まで継続して勤務していたのに資格喪失日が同年9月30日となっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人から提出された給与明細書等により、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③及び④について、申立人から提出された賞与明細書等により、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人の給与明細書等の保険料控除額又は報酬月額から、平成15年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月、同年8月及び同年10月から16年5月までの期間は20万円、同年6月から同年8月までの期間は22万円とし、申立期間③及び④の標準賞与額については、申立人の賞与明細書等の保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月25日は3,000円、同年12月25日は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は無く不明と回答しているが、申立期間①及び②については、申立人の給与明細書等の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していない上、申立期間③及び④については、賞与明細書等により申立人の賞与から厚生年金保険料の控除が確認できることから、2回の賞与支払届の機会があったことになるが、いずれの機会にも社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額（標準賞与額）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤について、申立人から提出を受けた賞与明細書等により、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間⑥について、申立人から提出された給与明細書等、A社から提出された人事資料及び雇用保険の記録により、申立人は、平成16年9月30日まで同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成16年9月30日と誤って社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年10月2日、資格喪失日に係る記録を29年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月2日から29年4月20日まで

私は、継続してA社に勤務していた。昭和28年10月2日から29年4月20日まで同社B支店で勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答、申立人から提出された感謝状及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し(昭和28年10月2日に同社C支店から同社B支店に異動し、29年4月20日に同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の申立期間前後の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主はこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無く不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の

事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年10月から29年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和31年7月にB社に入社した後、グループ会社であるA社、C社に出向転籍しているが、その間も継続して勤務している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、雇用保険の記録、同社の総務担当者の証言等により、申立人は、同社及びグループ会社であるC社に継続して勤務し(昭和49年4月1日にA社からC社に転籍を伴う異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年2月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から同年8月1日まで

私は昭和51年7月21日にB社から関連会社のA社に転籍しているが、厚生年金保険の記録では、資格取得日が同年8月1日となっており、被保険者記録が1か月間抜けている。B社からA社に転籍した時も、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令簿、在職証明書、雇用保険の記録及び同社の総務担当者の証言により、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和51年7月21日にB社C支店からA社に転籍を伴う異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年8月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月20日
② 平成17年1月20日

申立期間①及び②における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び税務署保管の源泉徴収票から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月20日
② 平成17年1月20日
③ 平成18年1月20日

申立期間①、②及び③における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び税務署保管の源泉徴収票から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月20日
② 平成17年1月20日
③ 平成18年1月20日
④ 平成19年1月17日

申立期間①、②、③及び④における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに税務署保管の源泉徴収票及び確定申告書から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成17年1月20日及び18年1月20日は50万円、19年1月17日は70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月20日
② 平成18年1月20日
③ 平成19年1月17日

申立期間①、②及び③における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び市町村保管の市県民税証明書から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（平成17年1月20日及び18年1月20日は50万円、19年1月17日は70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月20日
② 平成17年1月20日
③ 平成18年1月20日
④ 平成19年1月17日

申立期間①、②、③及び④における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに税務署保管の源泉徴収票及び確定申告書から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年 1 月 20 日
② 平成17年 1 月 20 日
③ 平成18年 1 月 20 日
④ 平成19年 1 月 17 日

申立期間①、②、③及び④における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び税務署保管の源泉徴収票から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成16年1月20日、17年1月20日及び18年1月20日は60万円、19年1月17日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月20日
② 平成17年1月20日
③ 平成18年1月20日
④ 平成19年1月17日

申立期間①、②、③及び④における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書並びに税務署保管の源泉徴収票及び確定申告書から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（平成16年1月20日、17年1月20日及び18年1月20日は60万円、19年1月17日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を130万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年 1 月 20 日
② 平成17年 1 月 20 日
③ 平成18年 1 月 20 日
④ 平成19年 1 月 17 日

申立期間①、②、③及び④における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び税務署保管の源泉徴収票から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（130万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成17年1月20日は40万円、18年1月20日は60万円、19年1月17日は70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月20日
② 平成18年1月20日
③ 平成19年1月17日

申立期間①、②及び③における役員賞与について、会社が社会保険事務所（当時）へ行う賞与支払届の提出漏れがあった。賞与明細書から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び市町村保管の市県民税証明書から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（平成17年1月20日は40万円、18年1月20日は60万円、19年1月17日は70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月28日から同年9月20日まで

私は、昭和55年3月に製造会社であるB社に入社し、57年7月28日付けで同社の販売会社であるA社の子会社（C社）に異動となったが、同社に係る厚生年金保険の資格取得日が同年9月20日とされており、申立期間の年金記録が空白となっている。しかし、私は、途中退職することなく、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び回答書から判断すると、申立人は、B社及び関連会社のA社（勤務はC社）に継続して勤務し（昭和57年7月28日にB社からA社に転籍を伴う異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録及びD厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出を行い、申立期間に係る保険料の納付を行った。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和41年11月1日付けでA社からグループ会社であるB社のC支店に異動した際の年金記録が1か月間抜けている。申立期間について、給料明細表を持っているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管していた給料明細表により、申立人は、A社及びグループ会社のB社に継続して勤務し(昭和41年11月1日にA社からB社に転籍を伴う異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年10月の給与明細表において確認できる保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日が昭和41年10月31日として届け出られていることから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和48年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和47年4月1日から同年6月2日まで
③ 昭和48年1月21日から同年3月1日まで

申立期間①、②及び③について、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記

録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてC社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、C社は、昭和48年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において適用事業所であった記録は確認できないものの、商業登記簿によると、同社は、同年1月*日に設立されており、設立時の従業員数が5人から7人であったと申立人が証言していることから判断すると、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間は、C社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は、同年9月18日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における資格取得日は昭和20年12月1日、資格喪失日は22年6月1日であると認められることから、申立期間②のうち、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年12月から21年3月までは70円、同年4月から22年5月までは390円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月から同年9月まで
② 昭和20年12月から23年3月まで
③ 平成2年4月25日から同年7月21日まで

勤務していた3つの事業所について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことや一部記録が不足していることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA社C支店における入社から退社までの勤務状況、仕事内容、通勤経路、及び終戦後の工場閉鎖に至る事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者の資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険被保険者の資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿

は、申立期間以後、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

また、被保険者台帳記号番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情により、かなりの数の番号に欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認めるのが相当であり、かつ、A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 9 月 18 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

申立期間②については、申立人は、申立期間当時、B 社に勤務していたと申し立てしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓で名前は異なるものの、生年月日が一致している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和 20 年 12 月 1 日資格取得、22 年 6 月 1 日資格喪失。）が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳の氏名欄によると、当該未統合記録は、名前の一文字が訂正されていることが確認できるとともに、申立人が名前を挙げた複数の同僚の被保険者記録は、当該未統合記録に近接して確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人の B 社における資格取得日は昭和 20 年 12 月 1 日、

資格喪失日は22年6月1日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和20年12月から21年3月までは70円、同年4月から22年5月までは390円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年3月までの期間については、B社は、当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務実態については明らかでない旨回答しており、聴取できた同僚からも、当該期間の勤務実態を特定できる証言は得られず、ほかに申立人の同社における勤務実態及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人は当該期間において、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③については、D社の社員の証言から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社の社員は、試用期間を設けていた旨証言している上、複数の同僚が「同社では試用期間があり、当該期間は社会保険に加入していなかった。」と証言している。

また、雇用保険の記録についても、申立人の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同じ平成2年7月21日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4132

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間のうち、昭和21年12月15日から22年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を21年12月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を450円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年11月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月10日から22年2月1日まで
② 昭和35年9月

③ 昭和36年6月から同年9月まで

④ 昭和37年11月20日から同年12月1日まで

私は、昭和21年8月10日にA社B支店に入社し、63年4月30日に退職するまで同社の本社及び各支店に継続して勤務したのに、申立期間①及び④について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②及び③については、実際に受け取っていた報酬額と標準報酬月額記録が異なっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和21年12月15日から22年1月31日までの期間については、A社から提出された回答書、社員名簿、及び1990（平成2）年7月4日付けの一時金支払関係書類により、申立人は、昭和21年12月15日から同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「昭和21年12月15日から22年1月31日までの期間については、申立人は正社員であったことが確認できるので、厚生年金保険料は控除していたものと考えられ、当時の事務担当者が処理を誤ったものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和21年12月15日から22年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年2月の記録から、450円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「納付していないと考えられる。」と回答していることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和21年8月10日から同年12月15日までの期間については、申立人は、A社B支店における入社から同社D支店配属に至るまでの一連の出来事を具体的に記憶していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「昭和21年8月10日から同年12月14日までの期間については、人事記録を確認しても、当社での在籍記録は無い。」と回答している上、申立人も、「昭和21年12月にA社B支店で辞令を受け取った記憶がある。」と証言していることを踏まえると、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得させる対象であった正社員とされたのは、上記のとおり、昭和21年12月15日であったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和21年8月10日から同年12月15日までの期間については、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された給与支払明細表により、申立人は、その主張する標準報酬月額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主による当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務の履行については、給与支払明細表において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額が、当該期間について一致していないものの、事業主は、「申立てどおりの届出を行ったかは不明、保険料を納付したかも不明である。しかし、現在記録がある標準報酬月額に相当する保険料は、当時納付している。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人から提出された給与支払明細表により、申立人は、その主張する標準報酬月額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主による当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に当該期間に係る標準報酬月額の届出を誤って提出し、厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、申立人から提出された辞令、職務経歴表及び人事記録、A社から提出された回答書及び社員名簿、同僚の証言、並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年11月20日に同社本社から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年12月の記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「納付していないと考えられる。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案4133

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月6日から同年5月6日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、平成22年2月25日に退職するまで継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）から、昭和41年4月分が未加入期間となっていると指摘を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事記録並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年5月6日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年3月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から同年11月20日まで

昭和47年9月1日付けでB社からグループ会社のA社に異動の辞令が出されており、同日から同社において仕事を始めていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の親会社であるC社から提出された辞令の写し、人事関係資料、同社からの回答書及び同僚の証言から判断して、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年11月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年6月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月23日から23年1月5日まで

昭和21年8月にB国から召集解除で日本に帰り、半月くらい家に居てA社C支店に復職したが、職種の方も進歩していたため、同社D本店に勉強がてら転勤になり、1年ぐらい教育を受けて同社C支店に戻った。その後、定年退職するまで転職していない。同僚に聞いたが、厚生年金保険の記録は抜けていないとのことで、どうしてこのようなことになるのか信じられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた従業員調査票、並びに同社の元役員及び同僚E氏の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社C支店(厚生年金保険の記録は、F社G支店)からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料等はないものの、申立人の妻は、「D本店に勉強のため転勤になり、1年ぐらい教育を受けた後、C支店に戻った。」と、異動時の勤務状況を具体的に記憶しており、当該記憶に不自然さはないことがわれないことから、申立期間については、A社における資格取得日を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 23 年 1 月の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月1日から52年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を50年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から52年6月1日まで

私は、昭和50年4月1日から54年6月23日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が52年6月1日から54年6月24日までとなっている。

入社後すぐに健康保険証をもらい、病院にかかった記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているB事業所発行の技能者手帳により、申立人は、昭和50年3月20日にC職業訓練校を卒業、同年4月にA社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人がC職業訓練校から一緒に入社したと記憶している同僚は、入社から約5か月後の昭和50年9月1日に、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が1年後輩であったと記憶している同僚一人は、「私は、昭和51年4月にA社に入社した。」としており、オンライン記録によると、当該同僚は、入社した翌月の昭和51年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人が2年後輩であったと記憶しているD市のE県職業訓練所から入社した同僚二人は、入社から約2か月後の52年6月1日に資格取得していることが確認できるところ、当該複数の同僚

は、申立人が正社員であり、皆と職務内容や待遇に違いは無かった旨証言している。

加えて、A社で社会保険事務を担当している事業主の妻は、「当社では、社員を採用した時は、すぐに社会保険の手続を行っているので、申立人についても、入社後すぐに社会保険の手続をしたはずだ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同期入社と同僚が被保険者資格を取得した昭和50年9月1日から52年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年6月の記録及び同僚の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得の届出が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届も提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が申立人の資格取得日を昭和52年6月1日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年9月から52年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年4月1日から同年9月1日までの期間については、上述のとおり、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、同期入社と同僚を含む複数の同僚についても、当時の取決めについては明らかでないものの、入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期に数か月の開きが見られることから、同社は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は43万5,000円、申立期間③は45万8,000円、申立期間④は44万6,000円、申立期間⑤は22万3,000円、申立期間⑥は21万7,000円、申立期間⑦は43万5,000円、申立期間⑧は22万3,000円、申立期間⑨は43万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月7日
② 平成15年12月8日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成17年9月7日
⑦ 平成17年12月7日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日

私の年金記録回答票によると、A社で勤務していた賞与記録は、平成15年7月分だけが記録されており、それ以降退職するまでの計9回分が記録されていない。当時の賞与明細書は無いが、会社から賞与が振り込まれた預金通帳を持っており、間違いなく賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間①から⑨までの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②を43万5,000円、申立期間③を45万8,000円、申立期間④を44万6,000円、申立期間⑤を22万3,000円、申立期間⑥を21万7,000円、申立期間⑦を43万5,000円、申立期間⑧を22万3,000円、申立期間⑨を43万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月19日から同年6月19日まで

私は、大学を卒業後、昭和36年4月5日にA社に入社し、43年2月20日まで継続して勤務した。同社入社後、同社C支店で1か月間実習を行った後、36年5月から同社B支店に配属となったが、申立期間が未加入期間となっている。物的な証拠は無いが、同じ立場の同僚が年金記録確認第三者委員会に申立てをし、既にあっせんされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所が保管している退職者調書及び社員個人書類並びに同僚の証言から判断して、申立人がA社に継続して勤務し(昭和36年5月19日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和36年6月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月12日から同年2月12日まで

私は、昭和48年4月4日から現在まで継続してA社に勤務しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令発令日簿及び在職証明書、並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和50年2月12日に同社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年12月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年3月まで

20歳の時に国民年金に加入し、申立期間当時は、2か月ごとに、私が兄と私の二人分の保険料を集金の人に納付していた。

私の国民年金手帳を見ると、初めて国民年金の被保険者となった日には、昭和44年*月*日と書いてあるにもかかわらず、申立期間の保険料は未納とされており納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和44年*月から国民年金に加入し、定期的に集金人に保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、49年6月ごろに申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金被保険者資格取得手続きが行われ、20歳にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。これらのことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことになり、定期的に集金人に保険料を納付することはできなかった。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得手続きが行われたとみられる時点を目準とすると、過年度納付及び当時実施されていた第2回特例納付を併用することにより、申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしているほか、これらを利用した形跡も見当たらない。

さらに、申立人は自身の申立期間の保険料を当時同居していた兄の分と併せ

て納付したとしているところ、兄に聴取しても申立期間の保険料の納付状況等は明確でないほか、兄は申立期間のうち、未納期間である昭和46年1月から同年3月までを除き、国民年金保険料を納付していることが確認できるが、国民年金手帳記号番号払出控によると、兄の国民年金被保険者資格取得手続きが行われたのは40年1月ごろとみられ、申立期間当時、兄は既に国民年金に加入していたのに対し、申立人は上記のとおり、未加入であったと考えられることから、兄の記録をもって申立人が申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月及び10年1月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月
② 平成9年7月から同年9月まで
③ 平成9年11月
④ 平成10年1月から17年3月まで

私は、平成8年10月に交通事故にあったこと等から、私が経営していた会社が休業状態となったため、知人から、国民年金の免除申請の手続を勧められた。9年以降、毎年10月か11月ごろ、税務署に会社（決算：9月）が休業中である申告を行うとともに、A社会保険事務所（当時）で国民年金の免除申請手続を行った。毎年、同社会保険事務所で免除申請手続を行っていたにもかかわらず、申立期間が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年以降、毎年A社会保険事務所で免除申請手続を行ったとしているところ、B事務センターでは、14年3月までは社会保険事務所（当時）の窓口では申請免除に係る相談・説明の対応のみで、免除申請書は市町村役場に提出することとされており、同年4月以降については、社会保険事務所の窓口で免除申請書を受付することは可能となったものの、市町村において前年の所得等の確認又は証明が必要であることから、基本的には市町村役場で免除申請書を受付することが一般的であるとしている上、申立人は、申立期間に係る申請免除承認通知又は却下の決定通知を受け取った記憶は無いとしており、申立人の申立期間に係る免除申請手続に関する記憶は曖昧である。

また、申立期間①、②、③及び④のうち平成10年1月から14年3月までの期間については、同年3月以前の免除承認期間は、申請のあった日の属する月

の前月から翌年の3月までとされていたことから、申立人の主張するとおり、9年から13年までの間において毎年10月に免除申請して承認された場合、4月から8月までの期間は免除対象期間にはならない。同様に11月に免除申請して承認された場合、4月から9月までの期間は免除対象期間にはならない。このため、9年から13年までの間において毎年10月か11月ごろに免除申請手続を行ったとしても、申立期間①及び申立期間②のうち9年7月及び同年8月は免除対象期間にはならない上、申立期間④のうち10年1月から14年3月まで、申立人が主張する期間のすべてについて、申請免除の承認を受けることはできない。また、申立人の納付記録を見ると、9年10月及び同年12月の保険料は納付済みとされているが、同年10月の保険料及び同年12月の保険料は申立人が免除申請を行ったと主張する時期（同年10月27日）やその後（同年12月25日）に納付されていることから、申立人が同年10月又は同年11月ごろに免除申請し、承認されたとする主張は不自然である。

さらに、申立期間④のうち平成14年4月から17年3月までの期間については、14年4月以降の免除承認期間は、申請のあった日の属する月の前月から翌年の6月までとされていたことから、申立人の主張するとおり、同年から16年までの間で毎年10月に免除申請して承認された場合、7月及び8月の期間は免除対象期間にはならない。同様に11月に免除申請して承認された場合、7月から9月までの期間は免除対象期間にはならない。このため、14年から16年までの間で毎年10月か11月ごろに免除申請手続を行ったとしても、申立期間④のうち14年4月から17年3月まで、申立人が主張する期間のすべてについて、申請免除の承認を受けることはできない。また、オンライン記録によると、同年8月12日に過年度納付書が作成されたことが確認できることから、この時点で未納とされ、過年度納付が可能な15年7月から17年3月までの期間の納付書が作成されたものとみられる。申立人が主張するとおり、申立期間④が申請免除とされていれば、社会保険事務所において当該期間の過年度納付書が発行・送付されることはないことから、15年及び16年において免除申請が承認されていたとは考え難い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私たち夫婦の国民年金加入手続及び保険料納付は、義母が行っていた。当時、私たち夫婦はA市で両親と同居しており、収入もあった。申立期間が申請免除とされているが、同市で免除申請した覚えは無く、申立期間の保険料は、義母が義父母の分と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする義母は、申立期間の保険料は口座引落で保険料を納付していたことを覚えているが、その預金通帳は無く、引き落とされた時期及び金額は不明であるとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立期間については、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金検認報告書共に申請免除と記載されていることから、これら記録に齟齬^{そご}は無く、申立期間が申請免除期間であることについて不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間については、夫、申立人の保険料を納付したとする義母及び義父共に、申請免除とされている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成 2 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 2 年 3 月及び同年 4 月

申立期間①については、会社退職（昭和 63 年 4 月）後に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間②についても会社退職（平成 2 年 3 月）後に C 市 D 区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料はいずれも送付されてきた納付書により毎月近くの銀行で納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の加入手続時期及び国民年金保険料の納付金額については記憶が無いとしていることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間①については会社退職（昭和 63 年 4 月）後に A 市 B 区役所で、申立期間②についても会社退職（平成 2 年 3 月）後に C 市 D 区役所でそれぞれ国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立期間①に係る資格取得日（昭和 63 年 4 月 21 日）及び資格喪失日（同年 7 月 11 日）、並びに申立期間②に係る資格取得日（平成 2 年 3 月 26 日）及び資格喪失日（同年 5 月 1 日）は、いずれも 5 年 1 月 11 日に追加処理されていることが確認できる。申立人は公簿によると、3 年 5 月に同区から E 区に転入したとされており、申立人が所持する年金手帳を見ると、「国民年金の記録」欄の 2 段目に記載されている「被保険者となった日：昭和 63 年 4 月 21 日 被保険者でなくなった日：昭和 63 年 7 月 11 日」、3 段目の「被保険者となった日：平成 2 年 3 月 26 日 被保険者でなくなった日：平成 2 年 5 月 1 日」、4 段目の「被保険者となった日：平成 4 年 12 月 16 日 被保険者

でなくなった日：平成5年2月5日」にはいずれも同区のゴム印が押されていること、及び4年12月と5年1月の2か月分の保険料が同年2月22日に納付されていることから、このころに申立人は同区役所で加入手続を行い、この加入手続の事務処理が行われた際に併せて申立期間についても、さかのぼって被保険者期間とする事務処理が行われたものと推認できる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この申立期間の記録が追加処理された時点では、時効により当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで

父親から私が学生だった20歳の時にA町役場で私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を同町役場で年払いしていたと聞いた。父親は、弟についても国民年金加入手続き及び保険料納付を行っており、弟は20歳から国民年金保険料を納付済みとされている。父親は、私も弟も20歳から保険料を納付していたと述べているので、納付を証明する資料は無いが、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、申立人が20歳になった時にA町役場で申立人の加入手続きを行い、毎年言われた額を同町役場で納付していた記憶はあるが、保険料の納付時期、納付方法及び納付金額は覚えていないとしていることから、父親の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月23日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続きが行われたものとみられる。この加入手続きの際に資格取得日をさかのぼって学生が強制適用となった同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられ、このことはA町が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。申立人は申立期間においては学生であったとしており、平成2年度まで

は学生は任意加入対象者とされていたことから、当該期間は任意加入対象期間となり、この期間について、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、父親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月24日から35年5月14日まで

私は、昭和33年1月以来、A社に、社屋の仮部屋に寝泊りしながら勤務していた。42年5月に退職するまで、他社に転出したり、途中で辞めたりしたことはなく、勤務した。

給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の人事及び社会保険関係の書類は保存しておらず、申立人に係る勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないと回答している。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人が同社に勤務していたことは覚えているが、勤務していた期間及び申立人が一度同社を退社したかどうかについては覚えていないと証言している一方で、申立人の当時の上司は、「明確な記憶ではないが、申立人は、途中で、いったん退社したかもしれない。」と証言している。

さらに、申立人のA社における1回目の厚生年金保険被保険者資格取得時の記号番号及び健康保険整理番号と、2回目の資格取得時に新たに付された当該番号が、異なっていることが確認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の喪失日（昭和34年5月24日）及び取得日（35年5月14日）は、いずれも一致している上、当該被保険者名簿には「34.6.1」及び「35.6.15」と、社会保険事務所（当時）における被保険者資格の喪失及び取得に係る届出の受付日とみられる記載も確認でき、一連の社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年11月1日まで

私はA社に昭和22年4月に入社し、平成2年8月に退社した。

社会保険庁(当時)の記録によると、資格取得日は昭和22年11月1日となっており、申立期間が空白になっていることが分かった。退職証明書があり、申立期間についても勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書及び従業員名簿により、申立人は、昭和22年4月1日に同社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立人は、当時、準社員であった。この準社員というのは、新入社員に多く見られるが、その処遇は多岐にわたり、入社して数か月間から1年ほど経過して、厚生年金保険に加入する人もいた。申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と回答している。

また、A社において申立人と同日の昭和22年11月1日に被保険者資格を取得している複数の同僚は、「入社してから、3か月間ぐらいは、試用期間があり、厚生年金保険に加入していなかった。」「私は、約1か月間の試用期間があったが、当時は、配属された支店によって対応は異なっていたようだ。」と証言しており、当時、同社では、試用期間の長さは一律ではなく、すべての社員について入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保

険者証及びオンライン記録に記載されている申立人のA社における被保険者資格の取得日は、いずれも昭和22年11月1日で一致していることが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出補助簿により、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号は、同年12月13日に払い出されていることが確認できる。

加えて、B健康保険組合は、申立人の組合員資格の取得日は昭和22年11月1日であると回答しており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 11 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 47 年 8 月 10 日付けで前の会社を退職後、すぐに、A社B支店に入社したのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同年 12 月 1 日となっている。厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間の直前に勤務したとするC社における記録、及びA社における昭和 47 年 12 月 1 日以降の記録は確認できるものの、申立期間の記録は無く、同社における雇用保険の資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、A社は、「申立期間当時の在籍資料及び厚生年金保険に関する資料は廃棄済みなので、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社B支店において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の名前を記憶していない旨証言している上、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を覚えていない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格の取得年月日は、昭和 47 年 12 月 1 日と記載されており、当該原票の備考欄には「資格取得届 48.1.12」と、社会保険事務所（当時）における届出の受付日が記載されている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4143

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月ごろから28年1月12日まで
② 昭和28年1月20日から35年1月20日まで

A社では、昭和22年4月から働いていた。同社では、入社当時には厚生年金保険に加入していなかったが、25年8月に厚生年金保険に加入したと思う。

B社では、昭和28年1月から35年1月まで働いていた。同社は28年10月ごろに厚生年金保険に加入したはずだ。

2社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「当時の人事及び社会保険関係の資料を廃棄しており、当時、どのような手続を行ったのか、また、厚生年金保険料を控除していたかどうか不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の現在の事業主は、「古くからいた従業員に当時の状況を尋ねてみたが、申立人を覚えている者はいない。当時は、仕事の内容に関係なく、本人から希望を聞いて厚生年金保険に加入させていた。申立人に厚生年金保険の記録が無いということなら、申立人は、厚生年金保険への加入を希望しなかったのではないか。」と回答している。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の名前を覚えていないと証言している上、申立人が名前を挙げた複数の同僚（いずれも既に死亡。）は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない。

加えて、A社は、昭和25年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、22年4月から25年8月1日までの期間については適用事業所であった記録は確認できない。

申立期間②について、B社は、「人事記録等の資料が残っていないので、当

時のことは分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、B社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の名前を覚えていない旨証言している上、同僚の1人は、同社と一緒に勤務していたとする9人の名前を挙げているが、このうち2人については、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない。

さらに、B社は、昭和28年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年1月20日から同年10月1日までの期間については、適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年9月まで
② 昭和50年8月から52年9月まで
③ 昭和53年10月から54年9月まで
④ 平成3年10月から4年9月まで
⑤ 平成6年10月から7年9月まで

私はA社、B社及びC社で継続勤務していたが、ねんきん定期便を見ると、各社共に勤務期間の途中で標準報酬月額が下がる等しており、標準報酬月額の記録に誤りがあると思う。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人の標準報酬月額に係る記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も確認できない。

一方、オンライン記録により、申立人の申立期間①、③、④及び⑤における標準報酬月額は、いずれも10月の定時決定により減額されていることが確認できるところ、厚生年金保険の定時決定は、申立期間当時、毎年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した額（報酬月額）に見合う標準報酬月額を決定するものとされていたことから、申立人の非固定的賃金（残業手当等）が従前よりも減少した場合は、それに伴い標準報酬月額が減額されていても不自然とは言えない。

また、A社、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオ

ンライン記録を見ると、複数の従業員について、申立人と同様に、標準報酬月額が定時決定により減額されていることから、申立人の標準報酬月額の記録のみが、同僚の記録と比べて不自然である状況はうかがえない。

さらに、申立人は、「申立期間②については、標準報酬月額が20万円ではなく23万円であったはず。」と主張しているが、申立期間②のうち、昭和50年8月から51年7月までの期間においては、オンライン記録の20万円の標準報酬月額は、当時の最高等級の標準報酬月額であったことが確認できる上、同年8月から52年9月までの期間についても、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、51年10月1日の定時決定の標準報酬月額が20万円と記載されていることが確認でき、前述のとおり、さかのぼって当該標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理について不自然な点は認められない。

加えて、A社、B社及びC社は、いずれも当該期間に係る賃金台帳等の資料は保有していないことから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤における申立人の給与額及び保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から同年11月10日まで

私は、昭和23年4月から臨時従業員としてA社B支店に勤務し、同年10月1日付けで正社員として採用された。

A社では、正社員として採用された日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人が、昭和23年10月1日に同社B支店に入社し、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管していない。正社員となった日に厚生年金保険の資格を取得させており、試用期間については、資格を取得させていなかった。また、試用期間の長さは、何らかの基準により一定の期間を定めたものではなく、詳細は不明である。」と回答しているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に係る関連資料は無く、同僚が同社B支店において厚生年金保険に係る届出等の事務を行っていたとしている者は、既に死亡していることから、同社同支店における当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の資格取得日は、いずれもオンライン記録と同じ昭和23年11月10日と記載されている。

さらに、当該被保険者名簿によると、昭和23年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できないところ、同年11月10日を資格取得

日とする 12 人（申立人を含む。）については、被保険者番号が連番で払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 9 月に A 社に入社し 4 年間勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の役員及び同僚の証言から、期間は定かでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の役員は、「当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないものの、A 社はパートを雇用していたが、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたのは、正社員のみであったことを記憶している。」と証言している。

また、当時、A 社でパートの給与関係事務を補佐していた同僚は、「パートから社会保険料を控除していた記憶は無い。」と証言している。

さらに、A 社にパートとして入社したとする同僚 2 人は、いずれも正社員になる際に社会保険に加入したと証言しているところ、当該同僚 2 人は、同社に入社したと記憶する時期の約 2 年及び 4 年後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

なお、申立人は、「A 社は 9 時始業で、終業時間は仕事内容により、16 時から 18 時ごろまでであった。」と主張しているところ、A 社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚 6 人は、いずれも終業時間は 17 時であったと証言しており、同社の役員も、「正社員であれば、終業時間が日によって早くなったりすることは無い。」と証言していることから、申立人はパートとして勤務していた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月ごろから同年 8 月 1 日まで
② 平成 7 年 12 月ごろから 8 年 3 月 1 日まで

各事業所において、入社と同時に正社員として厚生年金保険の被保険者資格を取得し、保険料を控除されていたが、申立期間①及び②の年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立人は、A社において昭和 56 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、同年 4 月ごろから同社に継続して勤務していたので、被保険者期間が短すぎると主張している。

しかしながら、A社は、「申立人を記憶している者はおらず、当時の資料も保管していないが、当時は3から6か月の試用期間があった。」と回答している上、複数の同僚も、同社には試用期間があったと証言している。

また、申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和 56 年 8 月 1 日であることが確認できるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同日に資格取得している者と連番で払い出されていることが確認できる上、同社に係る当該被保険者原票の申立期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

申立期間②については、オンライン記録により、申立人は、B社において平成 8 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、7 年 12 月ごろから同社に継続して勤務していたので、

被保険者期間が短すぎると主張している。

しかしながら、B社は、平成21年2月に解散しており、申立期間当時の事業主は、「申立人を記憶しておらず、当時の資料も保管していないが、当時は2から6か月の試用期間を設けていた。」と回答している。

また、申立期間当時、B社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間に同社に勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、B社に係るオンライン記録の申立期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 7 月まで

A社B支店から同社C支店に転勤した際に、標準報酬月額が下がっているが、この時期に給与が減額された記憶は無いので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が、昭和58年7月16日付けでA社B支店から同社C支店に転勤した際、標準報酬月額が32万円から28万円に下がっていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された人事記録によると、申立期間前後における申立人の基本給は、毎年4月1日付けで昇給しており、減額されたことは確認できないところ、オンライン記録によると、申立人と同日付けで同社C支店に転勤した同僚5人のうち、2人についても、申立人と同様に、転勤時に標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

また、上記の同僚二人のうち、一人が保管していた賃金台帳によると、当該転勤に伴う基本給の変動は見られないものの、住宅手当、大都市手当、通勤手当などの諸手当が減額されていることが確認できる。

さらに、同僚の一人は、「A社C支店があった場所は、社宅から近かったので、特にB支店と比べると、通勤手当額の差が大きかったはずである。」と証言していることから判断すると、申立人についても、転勤に伴う基本給の減額は無かったものの、大都市手当、通勤手当等の諸手当が減額されたことにより、A社C支店における資格取得時の報酬月額が下がったものと推測される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 28 日から 34 年 3 月 10 日まで
私は、中学を卒業してA事業所に就職し、2年間勤務した後、B社に入社した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の所在地について鮮明に記憶している上、申立期間当時の住宅地図に同事業所の存在が確認できることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が、同事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、所在地を管轄する法務局に、同事業所の商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が記憶するA事業所の従業員数は、事業主夫婦以外に二人のみであること、仕事の内容はサービス業であることから、同事業所は、当時の厚生年金保険の適用事業所とされる要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が記憶するA事業所の住所地に、同事業所が現存していない上、事業主の所在が確認できないため、当時の事務手続及び申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 39 年 12 月まで
A社に運転手として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、申立人を記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の当時の事業主は死亡しており、当時の事務担当者は申立人のことを記憶していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間より後にA社において被保険者資格を取得している者が、「昭和 44 年ごろから 3 年間勤務したが、厚生年金保険の記録は 5 か月しかない。」としているところ、同社の現在の事業主は、「私が事業主となった昭和 52 年以降は、従業員全員を厚生年金保険に加入させている。しかし、それ以前は、私が記憶している従業員で、厚生年金保険に加入していない者もいることから、申立期間当時は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」としている。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 35 年 1 月 1 日まで

申立期間にA社で新製品の販売業務に従事した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の妻、事務担当者及び申立期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、申立人を記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 61 年に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、当時の事業主は死亡しており、事業主の妻は、「当時の資料は無く、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明。」としている上、当時の事務担当者も「厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」としている。

また、同僚のうち一人は、「申立人と同時期に、夜間学校に通いながらA社に約2年間フルタイムで勤務していたが、私も同社における被保険者記録が無い。」としている。

さらに、申立期間にA社における被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「厚生年金保険の加入について希望を聞かれた。」と証言している上、入社後、数か月から1年程度、厚生年金保険被保険者資格を取得していない同僚が複数確認できることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、A社の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで
昭和 61 年 9 月ごろに知人の紹介により、A社に入社するまでの間、期間従業員（正社員）としてB社に申立期間の2か月間勤務した。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間当時の住宅地図でも、申立人が記憶するB社の所在地に、同社の存在が確認できず、法務局にも、同社の法人登記に係る記録が見当たらないことから、申立てに係る事業所を特定できない。

さらに、申立人が記憶する事業主は、人物を特定できない上、申立人は、「同僚はいなかった。」としており、申立人のB社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から33年11月26日まで
技術工である兄弟子A氏の後任としてB社に入社した。厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にB社において被保険者記録が確認できる複数の同僚が申立人を記憶していること、申立人から提出された昭和30年の秋ごろに撮影されたと思われる同社従業員の集合写真に申立人が写っていることなどから、申立人が申立期間に同社の業務に従事していたことは推認される。

しかし、当該同僚のうち一人は、「申立人は、C社からB社に派遣されてきた技術工だったのではないか。」としている。

また、兄弟子A氏は、申立期間より後にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人の前任者として同社に勤務していたとされる期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時のB社の事業主、事務担当者、C社の事業主及び兄弟子A氏は、いずれも死亡しており、当時のB社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4154（事案 579 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 3 月まで

前回の申立てに対する委員会の判断には到底納得できない。新たな資料として、A社に勤務していた当時利用していた食堂の経営者の証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、昭和 46 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡している上、申立人は、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、同僚等の記憶も無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の申立てに対する委員会の判断には納得できないと主張しており、当時利用していた食堂の経営者の証明書を新たな資料として再申立てがなされたものであるところ、当該証明書及び新たに証言を得られた同僚が、「勤務期間は覚えていないが、申立人を知っている。冬になると応援に来ていた。」と証言していることから、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の元総務担当者は、「正社員ならば厚生年金保険に加入していたはずだから、年金の記録が無いのならば、臨時社員だったのではないか。」としている上、同僚のうち一人は、「すぐには厚生年金保険に加入できなかった。自分は入社から3年後に加入した。」と証言しているほか、入社から約6年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚も確認できる。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社の退社日に、B社の社屋内にある社員寮に入り、翌日から同社に勤務した。厚生年金保険の被保険者記録が入社時から無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社から提出された就業規則によると、3か月の試用期間が定められていることが確認できるところ、同社も、「申立期間当時は、試用期間があったため、就業規則に従って入社後直ちに厚生年金保険に加入させてはいなかったと思われる。」と回答している。

また、複数の同僚は、「入社時期と厚生年金保険の加入時期が一致していない。」と証言していることから、申立期間当時、B社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月7日から同年5月1日まで
私は、昭和37年1月から38年1月末までA社で勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る資格取得日が昭和37年5月1日になっていることが分かった。

A社では、事務担当者に厚生年金保険被保険者証の提出を求められ、その後、すぐに同社に係る被保険者証と健康保険被保険者証の交付を受けた記憶がある。厚生年金保険料を控除されていたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

また、当該複数の同僚は、「自分も厚生年金保険の被保険者資格の記録と入社は一致していないので、A社は申立期間当時、試用期間があったと思う。」としている。

さらに、当時の事業主は、「A社は既に解散しており、当時の資料は保管しておらず、厚生年金保険の取扱いについては不明だが、試用期間はあったと思う。」と証言していることから、申立期間当時、A社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月30日から26年12月1日まで
② 昭和30年3月20日から35年6月1日まで

私は、申立期間においてA社及びB社の事業主であった。

私と似た立場の人に比べ年金額が低いため、被保険者記録を確認したところ、申立期間における被保険者記録が無いことが分かった。

私は、当時のA社及びB社において社会保険事務を担当しており、厚生年金保険料を納付していた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和26年12月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員は、「私は、昭和23年6月ごろ、A社に入社した。その時、申立人は、事務から現場まで、全体の仕事をしていた。」としていることから、申立人は、当該期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間①において勤務していたと主張するA社C支店は、昭和20年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社は、26年12月1日に適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であったことが確認できない。

申立期間②について、昭和34年7月2日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人の妻は、「私は、昭和32年1月にB社に入社した。申立人は、既に勤務していた。」としていることから、申立人は当該期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和30年7月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくな

り、B社は、34年7月2日に適用事業所となっており、申立期間②のうち、30年7月24日から34年7月1日までの期間は、いずれの事業所も適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、A社及びB社において、それぞれ異なる厚生年金保険記号番号で被保険者資格を取得していたことが確認できるとともに、A社における厚生年金保険被保険者台帳の記録は、オンライン記録及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月ごろから39年4月ごろまで

私は、昭和37年12月から39年4月までA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除を証明する資料は無いが、勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社は、オンライン記録及び厚生年金保険事業所台帳によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、A社の事業主の名前を覚えていないとしているが、申立人が記憶している同社の所在地、従業員数、同僚の名前などから判断して、申立てに係る事業所がA社ではなく、B社又はC社である可能性がうかがえたことから、両社の事業主及び厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の両社における勤務実態は確認できなかった。

なお、上記のB社及びC社について、申立人は、「どちらの事業所名も聞き覚えが無い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間におけるA社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年5月20日ごろまで

私は、昭和35年10月1日にA社本社に入社し、36年1月から同社B支店で勤務し、同年5月に退職した。A社本社と同社B支店の両勤務地共に、それぞれの社員寮で生活していた。申立期間の厚生年金保険記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚は、申立人を記憶しているとともに、申立人が記憶している業務内容と当該同僚の記憶している業務内容が一致していることから判断すると、申立人は、時期は明らかでないが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該複数の同僚は、「入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがわれる。

また、A社は、既に解散しており、同社の清算人は、「当時の関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の手続についての取扱いは不明。」と回答している上、申立人が名前を挙げた当時の上司及び同僚は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4160（事案964の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月1日から58年6月1日まで
② 平成3年1月21日から6年4月1日まで

前回の申立てについて、平成21年2月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、申立期間①及び②にA社に勤務していたことは間違いないので、新たな資料等はないが、再度審議の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、A社が加入している申立人の厚生年金基金の加入記録は、オンライン記録と一致しているとともに、申立人の雇用保険の加入記録も、オンライン記録とおおむね一致している上、同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことのほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠はないが、前回の審議の結果に納得できない。」と主張し、再申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月9日から43年1月26日まで

私は、昭和42年の冬にA社の外交員に誘われて同社に入社し、B事業所の共済組合内で同社の事務を行っていた。夫の転勤でC市に戻るまで約1年間は勤務したはずであるが、同社の厚生年金保険被保険者記録が、同年8月9日で喪失したこととなっていることに納得できない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における資格喪失日は、昭和42年8月9日であることが確認できるとともに、同社は、申立人が申立期間に再度被保険者資格を取得したとする記録は見当たらないとしている。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和42年7月31日であることが確認できるとともに、同年8月1日から43年1月26日までの期間については、事業所名は不明であるが同社とは異なる事業所番号の事業所の被保険者であったことが確認できる。

なお、申立人は、B事業所共済組合内でA社の事務を行っていたとすることから、同共済組合における厚生年金保険被保険者であった可能性について同共済組合に聴取したが、同共済組合は、「申立期間当時の非常勤職員に関する記録は保存していないが、共済組合内で厚生年金保険の適用を受けるのは非常勤職員のみであり、A社の社員を同共済組合の非常勤職員とすることは無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の厚生年金保険料の控除

に関する記憶も曖昧^{あいまい}である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。